

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

環境省



中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会は、環境基本法第 16 条に基づき水質環境基準設定のうち、木曽川水系、淀川水系などにおける水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、報告案を取りまとめ、この案について平成 21 年 3 月 27 日から 4 月 25 日まで、意見募集を実施しました。

第 1 次答申で類型指定された北上川等 4 水系、第 2 次答申で類型指定された利根川、荒川水系及び東京湾に引き続き、相模川、富士川、天竜川、木曽川水系(木曽川、揖斐川、及び長良川)、淀川水系(淀川、神崎川、猪名川、木津川及び琵琶湖)の計 10 河川について水域類型指定に係る検討が行われ、第 3 次報告案としてまとめられました。第 3 次報告案は第 1 次答申、第 2 次答申で示された基本的な考え方を踏まえて、水域の水温特性、魚介類の生息状況に関する情報を基本として検討を行っています。

同専門委員会は本案についてパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して報告案を最終的に取りまとめる予定になっています。

当社では水質分析における長年の実績と経験を有しております。是非一度、お気軽にご相談ください。

資料 2009 年 3 月 27 日付 環境省報道発表資料
2009 年 3 月 27 日付 EIC ネット

水質分析箇所 大塚卓也